

**請求書**

(株)〇〇御中 XX年11月30日  
 11月分 88,000円(税込)

| 日付    | 品名      | 金額           |
|-------|---------|--------------|
| 11/2  | コップ     | 5,500円       |
| 11/3  | 花瓶      | 4,400円       |
| ⋮     | ⋮       | ⋮            |
| 合計    |         | 88,000円      |
| 10%対象 | 88,000円 | (消費税 8,000円) |

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

「8%対象 0円  
(消費税0円)」  
 といった記載は不要です。

(任意組合が交付する適格請求書の記載事項)

問 75 民法上の任意組合（組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、その旨の届出書を所轄税務署長に提出しています。）の事業として行った取引について、適格請求書を交付する場合、適格請求書には、組合員全ての「氏名又は名称及び登録番号」を記載する必要がありますか。【令和5年10月改訂】

【答】

任意組合等の事業として行われる取引については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、業務執行組合員が、その旨を記載した届出書に、当該任意組合等の契約書の写しを添付し、納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます（消法57の6①、消令70の14①）。

この場合、交付する適格請求書に記載する「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」は、原則として組合員全員のものを記載することとなりますが、次の事項（①及び②）を記載することも認められます（消令70の14⑤）。

- ① その任意組合等の、いずれかの組合員の「氏名又は名称及び登録番号」（一又は複数の組合員の「氏名又は名称及び登録番号」で差し支えありません。）
- ② その任意組合等の名称